

## 指定更新申請に添付する「従業員の雇用契約書の写し等」の取扱いについて

「従業員の雇用契約書の写し等」については、事業所と雇用関係にあることを証するものとして、次の①又は②のいずれかの書類を添付してください。

**① 「雇用契約書」、「労働条件通知書（採用通知書）」、「採用応諾書」のいずれかの写しで、勤務場所、勤務時間、勤務日、職務内容等が記載されているもの。**

- \* 法人内の移動等により、当該書類の内容が申請事業所での勤務形態と一致しない場合には、上記書類とともに申請事業所において勤務することがわかる書類として「辞令書の写し」又は「事業所の証明書」も添付してください。
- \* 「事業所の証明書」とは、任意の様式に申請事業所での勤務開始日、勤務条件（勤務日・勤務時間・職務内容等）を記載し、事業者が記載内容について相違ないことを証明したものをいいます。（参考様式を添付しておりますのでご活用ください）

**①のいずれの書類もない場合には、「辞令書の写し」、「健康保険又は雇用保険届出書」のいずれかの写し及び「事業者の証明書」**

- \* 辞令書に勤務場所、勤務時間、勤務日、職務内容等が記載されている場合には、事業者の証明書は添付する必要はありません。